

助成年度：平成 25 年度

〔所属〕 長岡技術科学大学 環境・建設系

〔役職〕 助教

〔氏名〕 松川 寿也

〔課題〕

## 環境調和型の減災土地利用マネジメント手法に関する研究－市街化調整区域での開発規制緩和制度に着目して－

〔内容〕

本研究では、まず都市計画法の政令で定める「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域(令八条ロ区域)」について、都市計画法第 34 条 11 号で定める条例(3411 条例)運用時における各自治体でのその捉え方を把握した。その結果、条例とその規則上あるいは運用上ともに、他法令で法的根拠のある区域を令八条ロ区域として規定する傾向があるものの、法的根拠のある区域であっても、水防法で規定する浸水想定区域を令八条ロ区域として捉える自治体は少ないことを確認した。

そこで本研究では、令八条ロ区域として捉えることに抵抗が窺えた浸水想定区域に着目して、3411 条例で指定した区域内での浸水被害実績があり、かつ 3411 条例の緩和度合いの異なる 3 市を対象として、開発許可制度緩和後の開発動向を分析した。その結果、3411 条例を厳格に運用する見附市と、大幅に緩和して運用する和歌山市、東広島市では、3411 条例の運用の違いが浸水想定区域での開発動向とその後の被害実態に影響することを確認した。

次に、3411 条例を改正した東広島市と船橋市を対象として、浸水リスクを回避した市街化調整区域での規制緩和策について検証した。その結果、道路接続要件を厳格化した東広島市では、浸水想定区域内での開発が抑制されており、基盤整備の乏しい浸水想定区域でのリスク低減効果を一定程度確認することができた。ただ、道路接続要件の厳格化による対応にも限界が確認されたことから、船橋市のように浸水想定区域を令八条ロ区域として即地的に制限して 3411 条例を運用することの重要性を指摘した。特に、農政側の土地利用規制が緩く、かつ将来の土地利用の不安定な耕作放棄地等では、その即地的制限が有効と評価できるが、経過措置の適用などにより、浸水想定区域内での規制緩和措置が適用されている実態も確認された。

本研究で得られた以上の知見を踏まえて、環境調和型の減災土地利用マネジメント手法構築の一助として、水害リスクに対応した開発許可制度のあるべき制度論、運用論について提言した。